

神戸大学医学部医学科緊急奨学生応募要項

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で生活に困窮する神戸大学医学部医学科学生に対して、緊急的に支援が必要であるため「医学部医学科 75 周年・神戸病院創立 150 周年記念事業募金」により、奨学金を支給します。

応募要項は、以下の通りとなりますので、期日までにお申し込みください。

1. 給付金額

給付金額：一時金として10万円

2. 申請条件

本学に在籍する医学部医学科の学生（特別聴講学生，研究生を除く。）で，新型コロナウイルスの感染拡大の影響で次の一に該当し，修学及び生活が著しく困難である者。

- (1) 本人の学資を主として負担している者（本人を除く。以下「学資負担者」という）が死亡したとき
- (2) 学資負担者が勤務する会社等の倒産，解雇等による就労困難等によりやむを得ず失職・退職したとき（会社経営者，自営業者が倒産・破産したとき等を含む。）
- (3) 学資負担者の所得が著しく減収したとき（1/2以上）

3. 申請書類

- (1) 神戸大学医学部医学科緊急奨学生申請書（所定様式）
- (2) 家庭収入状況を証明する書類（写し可）
例：戸籍謄本，住民票（死亡日記載），病気休職中であることの証明書，雇用保険被保険者離職票，減収前の給与等の証明書1カ月分，減収後の給与等の証明書1カ月分の合計2カ月分など，申請理由に応じて提出
- (3) その他，神戸大学医学部医学科教務学生委員会が提出を指示する書類

4. 申請受付期間

6月30日（火）までに申請書類を本人が医学部医学科教務学生係に提出する。

5. 選考

提出書類に基づき，神戸大学医学部医学科教務学生委員会が選考する。

6. 採否決定及び通知

選考に基づき，神戸大学医学部医学科教務学生委員会が採否を決定の上，医学科長が応募者に通知する。

7. 奨学金の給付方法

一括支給する。

8. 奨学金の返還

奨学生が当該年度途中で、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 退学又は転学したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 学業成績が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

9. 奨学金の辞退

奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

10. 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 退学又は転学しようとするとき
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき

〈本件照会窓口〉

医学部医学科教務学生係 Tel.078-382-5205 Fax.078-382-5215

E-mail kyomu1@med.kobe-u.ac.jp